



用の負担増を排出事業者にのみ求めることはバランスを欠いています。

3. 本答申は、「市外の事業所から排出された一般廃棄物の流入が懸念される」としていますが、そのような流入の事実が実際にこれまであったのか、その詳細について全く明らかにされていません。
4. 本答申は、今般の値上げにより、「ごみ減量効果があらわれるよう、ごみの排出量の削減方法の丁寧な説明を行う」ことを奈良市に求めています。しかし、奈良市内の排出事業者は、既に①瓶、缶、②ペットボトル、③発泡スチロール、④新聞、雑誌、段ボール等の紙類、⑤その他の可燃物の5種類に分別した上で、一般廃棄物処理業者に引き渡しており、このうち奈良市が引き取っているのは、⑤その他の可燃物のみです。①から④までの廃棄物については、高額な手数料を支払って最終的には産業廃棄物処分業者に処分を委託しており、既にごみの分別は徹底されています。この上、⑤その他の可燃物の処理手数料を値上げしたところで、ごみ排出量の削減につながるとは考えられません。
5. 消費税増税が31年より施行されることが決定され、消費が大きく後退するおそれがあるこの時期に、なぜ大きな値上げを行うのか理解できません。
6. ゴミ焼却場の老朽化に伴うコスト増は周知の事実であり、根本的な対策もされていません。これは運営放棄と考えられてもおかしくないと思われます。

以上のことから、今回の値上げの理由はいずれも合理性がなく、納得のいくものではありません。また、私たち排出事業者は適切妥当なごみ処理コストの負担を回避したいのではなく、排出事業者、市民、一般廃棄物処理業者等の意見を公平に聞く場を設けていただき、奈良市における効果的なごみ排出量の削減方法と公平で納得のいくコスト分担のあり方を求めていますので、今回の一般廃棄物処理手数料等の値上げには反対し、お願いいたします。

どうか我々市内の中小零細企業の健全な育成を御支援いただけますようお願い申し上げます。